

令和 6 年度

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(児童編)

大阪市福祉局障がい者施策部

運営指導等における主な指導内容

1 給付費の各種減算について

2 給付費の各種加算について

定員超過利用減算

- 利用定員に対し、定員を上回る利用者を受け入れている場合、減算を適用することとなる場合があります。
 - 例) ・ 定員が50名以下の事業所において、1日の利用者数が当該定員の150%を超えた場合
 - ・ 定員が11名以下の事業所において、過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合
- 減算にならない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合を除き、利用定員を超える受け入れをしないで他事業所を紹介するなどの対応をしてください。
- 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、その状況を解消するための見直し（利用定員の変更など）を行ってください。なお、利用定員の変更には運営規程の変更が必要です。

サービス提供職員欠如減算

基準上必要とされる従業者の員数を満たしていない場合、減算を適用する必要があります。

指定基準の規定により、配置すべき従業者（児童指導員・保育士）については、

- ・ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から、
- ・ 1割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで障がい児全員について、

所定単位数の**100分の70**で算定してください。

※ 減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合は、人員が欠如して3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定単位数の**100分の50**で算定することとなります。

児童発達支援管理責任者欠如減算

基準上必要とされる児童発達支援管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。

- 児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の**100分の70**で算定してください。
- 減算が適用された月から**5**か月以上連続して基準に満たない場合、**5**か月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の**100分の50**で算定することとなります。

個別支援計画未作成減算

- 個別支援計画は、児童発達支援管理責任者による指揮のもと、作成してください。
- 個別支援計画作成にかかる一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。

個別支援計画が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき 所定単位数の**100分の70**で算定してください。

※ 減算が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されない場合、3か月目から解消されるに至った月の前月まで所定単位数の**100分の50**で算定します。

運営指導等における主な指導事項

1 各種減算について

2 各種加算について

福祉専門職員配置等加算

加算の対象となる従業者

区分	
I	▪ 社会福祉士 ▪ 介護福祉士 ▪ 精神保健福祉士 ▪ 公認心理師 ※ 左記の者で常勤の児童指導員のうち
II	
III	▪ 児童指導員 ▪ 保育士

福祉専門職員配置等加算

従業者の異動や退職等の際には、加算の要件を満たしているか確認する必要があります。

従業者が、異動や退職したことにより、

- ・ 加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業者の有資格者の割合
- ・ 常勤配置している従業者の割合

が該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定することはできません。

【加算の区分について】

区分・Ⅰ：有資格者が100分の35以上

Ⅱ：有資格者が100分の25以上

Ⅲ：常勤従業者（児童指導員、保育士）が100分の75以上 又は 勤続3年以上の常勤従業者の割合が100分の30以上

有資格者：社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師

欠席時対応加算

利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容を記録する必要があります。

- 利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に、急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児 又は その家族との連絡調整、その他の相談援助を行うとともに、障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。
- 欠席の連絡があった日が、前々日か、前日になるのか計算するにあたっては、事業所の営業日でカウントし、土・日・祝日等が事業所の休業日である場合はカウントに含まれません。

医療連携体制加算

医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できます。

- 当該障がい児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画に記載する必要があります。
- 医師の指示書や看護記録が必要です。
- 当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。

以上で、令和 6 年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（児童編）を終わります。

受講後は、児童・報酬改定編にお進みください。

